“経理のプロ”になるための
「法人税」マスター講座③

「税率」にもいろいろある

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

今回は、法人の所得にかかる税金の「税率」についてみていきましょう。

法人の所得にかかる税金の種類

法人の所得にかかる税金と税率は、それぞれ次のとおりです（平成29年度）。

(1) 法人税（国税）

法人の各事業年度の所得にかかる税金のひとつです。申告納税の手続きは税務署で行ないます。

普通法人の法人税の税率は次のとおりです。

① 中小法人（資本金1億円以下等）

・所得年800万円以下
…所得金額×15％

・所得年800万円超
…所得金額×23・4％

② 中小法人以外

・すべての所得
…所得金額×23・4％

(2) 地方法人税（国税）

地域間の税収格差を是正するために、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されている税金です。名前に〝地方〟と入っていますが、国税に分類され、申告納税の手続きも税務署で行ないます。

地方法人税の税率は「法人税額×4・4％」です。

(3) 法人道府県民税（地方税）

法人が所在する都道府県に納める税金のひとつです。

申告納税の手続きは各都道府県（県税事務所等）で行ないます。

法人の所得（実際は法人税）にかかる「法人税割」や法人の規模にかかる「均等割」があります。

「法人税割」の税率は、東京都（市町村のみに事務所等を有する会社）の場合、次のとおりとなっています。

① 資本金の額等が1億円以下で法人税額等が1、000万円以下の法人

・法人税額×3・2％（標準税率）

② 資本金の額等が1億円超または法人税額等が1、000万円超の法人

・法人税額×4・2％（超過税率）

「均等割」の税率は、東京都で市町村のみに事務所等を有する会社の場合、資本金等の額や従業員数等に応じて2万～80万円となっています。

(4) 法人市町村民税（地方税）

法人が所在する市町村に申告納税する税金です。

申告納税の手続きは各市役所等で行ないます（東京都23区は都税事務所で手続きします）。道府県民税と同様に「法人税割」や「均等割」があります。

「法人税割」の標準税率は9・7％で、原則12・1％を超えないことになっています。

「均等割」の区分は各市町村によって異なります。たとえば東京都立川市の場合では、資本金等の額や従業員数等に応じて5万～300万円となっています。

(5) 法人事業税（地方税）

法人道府県民税と同様に、法人が所在する都道府県に申告納税する税金のひとつです。申告納税の手続きも都道府県で行ないます。法人の所得にかかる事業税を「所得割」といいます。

東京都の場合、「所得割」の法人事業税の税率は、**図表1**、**図表2**のとおりです。

外形標準課税とは法人事業税のひとつで、資本金1億円超の法人（公共法人等を除く）が対象となります。利益にかかる所得割のほか、事業所の床面積や従業員数等の事業規模に課税する付加価値割や資本金等の額に課税する資本割があります。

(6) 地方法人特別税（国税）

地方法人税と同じように、地域間の税収格差を是正するために、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されている税金です。法律上は国税に分類されますが、実際の申告納税手続きは都道府県で行ないます。

地方法人特別税の税率は次のとおりです（東京都の場合）。

① 外形標準課税の対象法人以外の法人

・法人事業税の所得割額×43・2％

② 外形標準課税の対象法人

・法人事業税の所得割額×414・2％

法人事業税で超過税率を適用する法人であっても、地方法人特別税の課税標準となる所得割額は標準税率で計算した額となります。

法人実効税率と国際比較

所得に対する税金の負担率を実効税率といいます。

法人税等の計算は「法人の所得に税率を乗じる税目」と「法人税額に税率を乗じる税目」があるため、各税目の税率を単純に合算しても実効税率にはなりません。

また、法人事業税は所得の計算上損金となるため、負担率を調整する必要があります。

これらを考慮したうえでの現在の日本の法人実効税率は「29・97％」となっています（**図表3**参照）。

平成10年以前の実効税率は約50％だったので、この20年で税率は20％近く引き下げられたことになります。

もっとも、他の主要国と比べてみると、日本はいまだに高い税率となっているといえます（**図表4**）。

日本実業出版社発行『企業実務』2018年1月号より転載。記事内容は、2018年7月1日時点での法令に基づき、校閲・修正をしております。

図表1　法人事業税の税率の判定（普通法人・東京都の場合）

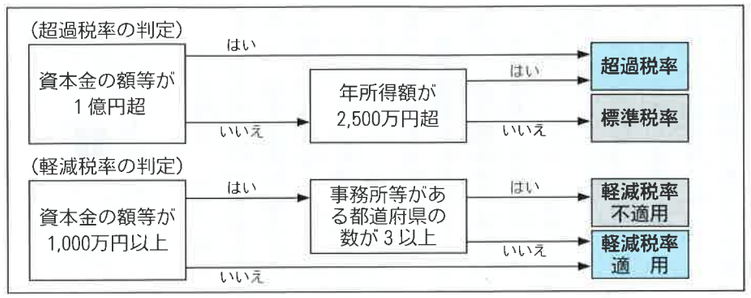

図表2　法人事業税の税率表（普通法人・東京都の場合）

種類	区分（所得割）		税率（％） 標準税率	税率（％） 超過税率
普通法人（外形標準課税法人を除く）	軽減税率適用法人	所得年400万円以下	3.4	3.65
		所得年400万円超 所得年800万円以下	5.1	5.465
		所得年800万円超	6.7	7.18
	軽減税率不適用法人			
外形標準課税法人	軽減税率適用法人	所得年400万円以下	(0.3)	0.395
		所得年400万円超 所得年800万円以下	(0.5)	0.635
		所得年800万円超	(0.7)	0.88
	軽減税率不適用法人			

（　）内の税率は東京都では適用なし。ただし地方法人特別税の計算で用いる

図表3　法人実効税率の計算（平成29年度）

税　目	税　率	摘　　要
（a）法人税	23.4 ％	
（b）地方法人税	1.03%	≒23.4%×4.4%
（c）法人道府県民税	0.75%	≒23.4%×3.2%
（d）法人市町村民税	2.27%	≒23.4%×9.7%
（e）法人事業税	0.7 ％	外形標準課税法人の標準税率
（f）地方法人特別税	2.9 ％	≒0.7%×414.2%
（g）表面税率	31.05%	(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)
（h）実効税率	29.97%	(g)÷{1+(e)+(f)}

図表4　法人実効税率の国際比較

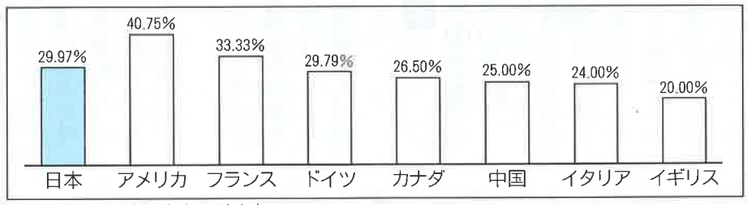

平成29年1月現在。参考：財務省

ひらい　みつひろ　平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。